

○寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

令和3年10月8日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（令和3年寄居町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(有害物質)

第2条 条例第7条の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項の特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）とする。

(土壤基準)

第3条 条例第7条の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第6条第1項第1号の基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち、土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。

(事前協議)

第4条 条例第8条第1項に規定する事前協議は、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業区域が存する土地の登記事項証明書及び公図の写し（地積、地目及び所有者を記入したもの）
- (4) 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (5) 事前説明会実施報告書（様式第3号）
- (6) 次条の周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し（縮尺1,500分の1以上）
- (7) 土砂等発生・処理フローシート（様式第4号）
- (8) 土砂等の搬入経路図（縮尺5万分の1以上2,500分の1以下）
- (9) 現況平面図及び縦横断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (10) 計画平面図、縦横断面図及び土留図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (11) 現況排水平面図及び縦横断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (13) 放流先水路流域図（縮尺2,500分の1以上）及び断面図（縮尺2

50分の1以上100分の1以下)

- (14) 道路及び水路境界確定図の写し
- (15) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計画書
- (16) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合は、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し
- (17) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面

2 町長は、前項の書面の提出があったときは、当該書面を審査し、事業計画区域の調査等を行うものとする。

3 町長は、事前協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書（様式第5号）により事業主に通知するものとする。

（周辺関係者）

第5条 条例第9条第1項の規則で定める事業区域の周辺関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域が存する土地の境界線から100メートル以内の区域の居住者（事業所を含む。）
- (2) 事業区域が存する土地に隣接する土地の所有者及び占有者
- (3) 事業区域が存する土地の排水等を放流する水路等の管理者
- (4) 事業区域が存する区の代表者

（事前説明）

第6条 条例第9条第1項の周辺関係者に対する事前説明は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 事前説明会を開催すること。
 - (2) 事業の概要等を記入した標識（様式第6号）を設置すること。
- 2 前項第1号の事前説明会を開催しようとする事業主等は、事前説明会の日時及び場所について、町長と協議しなければならない。
- 3 第1項第2号の標識の設置期間は、条例第8条の規定による事業の事前協議を行おうとする日の30日前から前日までとし、その掲示箇所及び掲示枚数は、町長と協議しなければならない。

（権利を有する者の同意）

第7条 条例第9条第2項の規則で定める事業の実施の妨げとなる権利を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業期間中及び事業完了後において周辺の土地を使用する場合はその土地所有者等
- (2) 排水を既設水路等に排水する場合はその水路管理者等
- (3) 土砂等の搬入作業に使用する道路が道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路を使用する場合はその道路管理者

（適用除外）

第8条 条例第11条第2項第2号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）による保安施設事業
- (5) 道路法による道路に関する事業
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園に関する事業
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業
- (9) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止施設に関する事業
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業
- (11) 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業
- (12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業
- (13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業
- (14) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
- (15) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- (16) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして町長が認めた事業

2 条例第11条第2項第3号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けて行う事業
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による

許可を受けて行う事業

- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けて行う事業
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けて行う事業
- (5) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う事業
- (6) 道路法第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意を受けて行う事業
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けて行う事業で、次のいずれにも該当しない事業
 - ア 事業区域の完成後の予定する地表面の最高部と隣接する土地のその隣接部分の最低部との高低差が1メートルを超える事業
 - イ 事業区域の完成後の予定する地表面の最高部と隣接する道路法第2条で規定する道路又は建築基準法第42条第1項第5号で規定する道路（以下「道路」という。）の側溝面又は道路面のその隣接部分の最低部との高低差が0.3メートルを超える事業。ただし、隣接する道路の縦断勾配又は事業区域の排水勾配により当該事業区域と当該道路の高さが一定でないときは、当該道路の高さと当該事業区域の高さの差が最も小さくなる時の高さとする。
- (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可を受けて行う事業
- (9) 都市公園法第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けて行う事業
- (10) 地すべり等防止法第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議をして行う事業
- (11) 河川法第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けて行う事業
- (12) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けて行う事業
- (13) 都市計画法第29条第1項の許可を受けて行う事業
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議して行う事業
- (15) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可（同条第8項の許可があったものとみなされる場合

を含む。)を受けて行う事業

- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けて行う事業（最終処分場に限る。）
- (17) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可を受けて行う事業
- (18) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可を受けて行う事業
- (19) 寄居町水と緑のまちづくり条例（平成16年寄居町条例第10号）第12条第2項の規定による協議を行う開発行為等（寄居町水と緑のまちづくり条例施行規則（平成16年寄居町規則第5号）第2条各号の目的で行うものを除く。）に係る事業

3 条例第11条第2項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設等の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業で、既存地盤面の高さを超えない事業
- (3) 自らの居住又は使用の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常管理行為のために行う事業
- (4) 1,000平方メートル未満の土地の造成その他これに類する行為を行う事業であって、次のいずれにも該当しない事業
 - ア 事業区域の完成後の予定する地表面の最高部と隣接する土地のその隣接部分の最低部との高低差が1メートルを超える事業
 - イ 事業区域の完成後の予定する地表面の最高部と隣接する道路の側溝面又は道路面のその隣接部分の最低部との高低差が0.3メートルを超える事業。ただし、隣接する道路の縦断勾配又は事業区域の排水勾配により当該事業区域と当該道路の高さが一定でないときは、当該道路の高さと当該事業区域の高さの差が最も小さくなる時の高さとする。
- (5) 1,000平方メートル未満かつ工事期間が1月以内の農地改良であって、農作物を耕作するために耕作地で不足した土砂を補うための客土を行う事業
- (6) 次のいずれかに該当する物のみで、又は次のいずれかの2以上を区分し、一時堆積する事業。ただし、イ又はウに掲げる土砂等を用いて行う事業が含まれる場合にあつては、当該土砂等の事業区域の面積の合計が300平方メートル未満のものに限る。
 - ア 採石法、砂利採取法その他の法令に基づき許可若しくは認可を受けた採取場又は廃棄物処理法で規定する産業廃棄物中間処理業（がれき

類)の許可を受け再生砕石等を製造しているプラントから購入した土砂等

イ 既利用地ではない自然地盤の土地から採取した土砂等(産地の証明が可能な土砂等その他採取場所を明らかにすることができる土砂等に限る。)

ウ 土砂等を発生させる者が自ら請け負った工事において発生した土砂等

(7) 前各号に掲げるもののほか、不適正な土砂等による土地の埋立て等のおそれがないものとして、町長が認めた事業

(事業の許可申請)

第9条 条例第12条第1項の申請書は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書(様式第7号)とする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第17号までに掲げる書面

(2) 事業主等及び施工管理者の住民票の写し(事業主等及び施工管理者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書)

(3) 施工管理者の経歴書及び第12条に規定する要件を証する書類

(4) 事業主と施工管理者の事業に関する契約書

(5) 土地所有者等と事業主の事業に関する契約書

(6) 事業主の印鑑登録証明書(事業主が法人の場合には、当該法人に係る印鑑登録証明書)

(7) 条例第9条第2項に規定する土地所有者等の土地使用同意書(様式第8号)

(8) 第7条各号の事業の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書

(9) 事業に使用される土砂等の量の計算書

(10) 事業に使用される土砂等の採取先での第20条第1項第1号で規定する物質について同項第2号で規定する試験方法による地質分析試験結果の写し(当該事業で使用する土砂等の採取地等において、事業主以外の者が地質分析試験を行ったものを含む。)

(11) 工程表

(12) 誓約書(様式第9号)

(13) 寄居町暴力団排除条例に関する誓約書(様式第10号)

(14) 農地の転用にあっては、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項に規定する許可の申請書の写し

(15) 農地改良等の取り扱いに関する要綱に基づく許可申請書の写し

(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面

(事業の許可等の決定)

第10条 町長は、前条に規定する許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、決定の可否について土砂等による土地の埋立て等事業(許可・不許可)決定通知書(様式第11号)により当該許可の申請をした事業主に通知するものとする。

(許可の基準)

第11条 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第13条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

3 条例第13条第1項第5号の規則で定める管理の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

4 条例第13条第1項第7号キの規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。

(2) 条例又は条例に基づく処分に違反したことにより有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定した日から5年を経過しないこと。

5 条例第13条第1項第8号の規則で定める基準は、農地改良等の取り扱いに関する要綱に基づく基準とする。

(施工管理者の要件)

第12条 条例第14条第1項の施工管理者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそれと同等の能力を有するものとする。ただし、町長が事業内容により事業区域の周辺地域の生活の安全の確保及び生活環境の保全並びに土砂等による災害の防止に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 土地の造成に係る建設工事に関し実務の経験を有する者で、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ又はロの規定に該当する者

(2) 建設業法第27条第1項の技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

(3) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

(事業の開始等の届出)

第13条 条例第15条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業開始(再開)届(様式第12号)により行うものとする。

(変更の許可申請)

第14条 条例第16条第1項に規定する事業内容の変更は、土砂等による土地の埋立て等事業内容変更許可申請書(様式第13号)に第9条第2項各号で規定する書類のうち変更のあった書類を添付して行うものとする。

2 条例第12条第1項第6号の事業の期間に係る延長は、当該事業の期間の完了予定期日の翌日から1年を超えない範囲で延長することができる。

(変更の許可等の決定)

第15条 町長は、前条第1項に規定する変更の許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、決定の可否について土砂等による土地の埋立て等事業内容変更(許可・不許可)決定通知書(様式第14号)により当該変更の許可の申請をした許可事業者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第16条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第12条第1項第8号又は第9号に掲げる事項に関する変更のうち、変更後の事業に使用される土砂等の量が減少することとなるもの又は変更後の土砂等の高さが減少することとなるもの若しくは変更後の土砂等の埋立て等により生ずるのり面の勾配が緩和されることとなるものとする。

(変更の届出)

第17条 条例第17条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業内容変更届(様式第15号)により行うものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第18条 条例第18条第1項の規定による届出は、次に掲げるものにより行うものとする。

(1) 土砂等搬入届(様式第16号)

(2) 土砂等発生元証明書(様式第17号)

(3) 地質分析試料採取調書(様式第18号)

(4) 計量法(平成4年法律第51号)第107条第2号の登録を受けた事業所が同法110条の2の規定により交付した証明書(以下「計量証明書」という。)の写し、又は同法第121条の2の認定を受けた事業所が同法121条の3の規定により交付した証明書(以下「特定計量証明書」という。)の写し

2 前項第4号で規定する計量証明書及び特定計量証明書は、第20条第1項第1号及び第2号並びに第5号によるものとする。

3 条例第18条第2項第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売

渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(土砂等の量の報告)

第19条 条例第19条の規定による土砂等の量の報告は、事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（事業を廃止し、中止し、又は完了した場合は、条例第22条第2項又は第23条第1項の規定による届出のとき。）に土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書（様式第19号。以下「状況報告書」という。）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時堆積の場合にあっては、事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（一時堆積を廃止し、中止し、又は完了した場合は、条例第22条第2項又は第23条第1項の規定による届出のとき。）に状況報告書により行うものとする。

(搬入土砂等の地質分析試験)

第20条 条例第20条第1項の地質分析試験は、次により行うものとする。

(1) 第2条で定める特定有害物質のうち、地質分析試験の対象となる物質は、次のとおりとする。

ア カドミウム及びその化合物

イ 六価クロム化合物

ウ シアン化合物

エ 水銀及びその化合物

オ セレン及びその化合物

カ 鉛及びその化合物

キ 砒素^{ひそ}及びその化合物

ク ふっ素及びその化合物

ケ ほう素及びその化合物

コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所から特に調査が必要と認める物質で、町長が許可事業者に通知したもの

(2) 前号アからケまでに掲げる物質にあっては、土壌含有量試験（町長が事業主等に通知した場合は、土壌溶出量試験）を行い、前号コに掲げる物質にあっては、町長が許可事業者に通知した試験を行うこと。

(3) 試料とする土砂等の採取は、町職員及び許可事業者の立会いのもと、許可事業者が契約した第18条第1項第4号で規定する計量証明を行う事業所の担当者が、4地点（それぞれの地点は、事業に供する区域の中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートル以上の地点で、町職員の指示した地点とする。）を選定し行うこと。

(4) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とするとともに、採取後に混合して1つの試料とすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定有害物質にあっては土壌汚染対策法

第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壤の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

- 2 前項の地質分析試験に要する費用は、許可事業者の負担とする。
- 3 条例第20条第2項第2号の規則で定める場合は、土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で一時的に土砂等が堆積されている場合とする。

（地質分析結果の報告）

第21条 条例第20条第1項に規定する地質分析結果の報告は、事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第22条第2項の規定による廃止の届出又は第23条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、町長が別に指定する日まで）に、土砂等による土地の埋立て等事業地質分析結果報告書（様式第20号。以下「地質分析報告書」という。）に次に掲げる書面を添付して行うものとする。

- (1) 地質分析試験の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 地質分析試験の試料に係る地質分析試料採取調書（様式第18号）及び計量証明書又は特定計量証明書

（標識）

第22条 条例第21条の標識は、土地の埋立て等事業実施表示板（様式第21号）及び危険防止表示板（様式第22号）とする。

- 2 前項の標識は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりに設置するものとする。

- (1) 土地の埋立て等事業実施表示板 事業場の出入口付近に、地表から下端1メートル以上2メートル以下の高さの範囲以内、かつ、住民が十分に認識できるように設置するものとする。
- (2) 危険防止表示板 事業区域の周囲に30メートル間隔で、地表から下端1メートル以上2メートル以下の高さの範囲以内、かつ、住民が十分に認識できるように設置するものとする。

（事業廃止等の届出）

第23条 条例第22条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届（様式第23号）により行うものとする。

- 2 条例第22条第4項に規定する通知は、土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）確認通知書（様式第24号）とする。

（事業完了の届出）

第24条 条例第23条第1項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業完了届（様式第25号）により行うものとする。

- 2 条例第23条第2項の規定による通知は、土砂等による土地の埋立て等

事業完了確認通知書（様式第26号）とする。

（措置命令等）

第25条 条例第25条第1項の規定による停止命令は、土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書（様式第27号）により、条例第25条第2項及び第3項の規定による中止及び撤去命令は、土砂等による土地の埋立て等事業撤去（中止）命令書（様式第28号）により行うものとする。

2 条例第25条各項の規定による災害の発生の防止に必要な措置を命ずるときは、土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書（様式第29号）により行うものとする。

（許可の取消し等）

第26条 条例第26条第1項各号の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書（様式第30号）により行うものとする。

（廃止等に伴う義務違反に対する措置命令）

第27条 条例第27条の規定による災害の発生の防止に必要な措置を命ずるときは、土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書（様式第29号）により行うものとする。

（公表の方法）

第28条 条例第28条の規定による違反等に係る事実の公表は、町ホームページへの掲載及び町が設置する掲示場への掲示により行うものとする。

2 条例第28条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域の位置
- (2) 事業の期間
- (3) 事業区域の面積

（事業内容等の報告）

第29条 条例第29条に規定する事業の施行状況その他必要な事項の報告は、土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書（様式第31号）により行うものとする。

（身分証明書）

第30条 条例第30条第2項の身分を示す証明書は、寄居町職員の身分証明書によるものとする。

（土地所有者による施行状況の把握）

第31条 条例第32条第1項の事業の施行状況の把握は、次の各号のいずれにも該当することを毎月1回以上、自ら確認することにより行わなければならない。ただし、自ら確認することが困難であるときは、他の者（事業主等を除く。）に確認させることができる。

- (1) 当該同意に係る事業の施行状況が同意に当たり確認した事業内容に違反していないこと。

(2) 当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生していないこと。

(3) 当該事業区域の内外において土壌の汚染が発生していないこと。

(4) 前3号に掲げることが生じるおそれがないこと。

(土地所有者に対する改善勧告)

第32条 条例第33条第1項及び第2項の規定による勧告は、土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書(様式第32号)により行うものとする。

(書面の提出)

第33条 条例に基づく申請、届出及び報告に係る書面の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

項目	基準
周辺対策	<ol style="list-style-type: none">1 事業の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないようにすること。2 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。3 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に準ずること。4 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。
作業時間	<ol style="list-style-type: none">1 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとすること。2 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から1月4日までは、作業を行わないこと。
交通安全対策	<ol style="list-style-type: none">1 土砂等の搬入経路は、当該搬入経路に係る周辺地域の住民及び道路管理者とあらかじめ協議をすること。2 土砂等の搬入経路が通学路である場合は、登下校時間帯の通行禁止等、危険防止のために必要な措置を講ずること。
安全対策	<ol style="list-style-type: none">1 事業区域の周辺には、必要に応じてみだりに人が立ち入るのを防止することができるような柵を設けること。2 出入口は原則として1か所とし、不法投棄がなされないような構造とすること。
事故対策	<ol style="list-style-type: none">1 町民の生命及び財産に対する危害並びに迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。2 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前に調査を行うなど、適切な防護の措置を講ずるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。3 作業時間中は、事業を施工するために必要な能力を

	<p>持った施工管理者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。</p> <p>4 事業の施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人身に損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく町長に報告すること。</p>
その他	<p>1 この表に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。</p> <p>2 その他町長が必要と認める措置を講ずること。</p>

別表第2（第11条関係）

項目	構造上の基準
埋立て及び盛土	<p>1 事業区域の土砂等の高さは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 土地の埋立等の完了時の地盤の高さは、隣接する部分の道路の側溝面又は道路面の高さから0.5メートル以内（農地は0.3メートル以内）とすること。ただし、隣接する部分の道路の縦断勾配又は事業区域の排水勾配により当該事業区域と当該道路の高さが一定でないときは、当該道路の高さと当該事業区域の高さの差が最も小さい高さとする。</p> <p>(2) 必要に応じて土圧に耐える土留めを設置すること。</p> <p>(3) 前2号の規定のほか、土地利用上やむを得ない理由がある場合で、かつ、安全性が確認された場合は、この限りでない。</p> <p>2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講ずること。</p> <p>3 のり面の先端に続く地盤面には、特別な事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をつけること。</p> <p>4 盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね0.3メートル以下の厚さに分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。</p>

	<p>5 著しく傾斜している土地において盛土等をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。</p>
堆積	<p>1 土砂等の堆積に係る底面積は、一山につき300平方メートル以内とすること。</p> <p>2 土砂等の堆積の高さは、のり肩とのり尻の高低差が2メートル以内とすること。ただし、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないことが明らかである場合で、かつ、安全性が確認された場合は、この限りでない。</p> <p>3 災害等に備え、一山につきその周囲は2メートル以上の空き地を安全地帯として設けること。</p>
一時堆積	<p>1 土砂等の一時堆積の高さは、周辺地盤の高さと堆積する土砂等の最も高い部分の高さとの高低差が2.5メートル以内とすること。ただし、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないことが明らかであって、かつ、安全性が確認された場合は、この限りでない。</p> <p>2 土砂等の周囲に、道路及び隣地境界から一時堆積高さ以上の幅で安全地帯を設けること。</p> <p>3 事業区域の周囲に住居等が存する場合は、事業区域の周囲に土砂等の高さ以上の塀を設置すること。ただし、生活環境の保全が確保できると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 事業を廃止するときは、現況復旧とすること。</p>
のり面	<p>1 埋立て又は盛土（以下「盛土等」という。）により生ずるのり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。）の勾配は、基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がない場合は、垂直1.0メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配とすること。ただし、のり面勾配及びのり面形状の決定については、盛土高さ、地盤条件、盛土材料及び維持管理等を総合的に判断すること。</p> <p>2 盛土等による盛土高が高くなる場合には、盛土高5メートル程度ごとに幅1メートルから2メートルの小段を設け、小段には含まれた部分ののり面は単一勾配とし、小段には下段ののり面と反対方向に排水勾配をつけること。</p> <p>3 盛土等をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度をなし、かつ、盛土等の高さが5メートル以上</p>

	<p>であるものは、盛土全体の安定性の評価を行うこと。</p> <p>4 盛土等により生ずるのり面は、地質、湧水状況等に応じ、のり面の風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。ただし、のり肩とのり尻の高低差が1メートル以下の盛土等で生じるのり面を除く。</p> <p>5 堆積により生ずるのり面の勾配は、基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がない場合であっては、垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配とすること。ただし、のり面勾配及びのり面形状の決定については、盛土高さ、地盤条件、盛土材料及び維持管理等を総合的に判断すること。</p> <p>6 盛土等をのり面で施工し道路側溝その他の用排水路に面している場合は、土砂等の流出防止のため、境界から0.3メートル以上の平場を設けること。</p>
排水施設	<p>1 盛土等において、雨水その他の地表水（以下「地表水等」という。）により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を支障なく排除することができる排水施設を設置すること。</p> <p>2 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。</p> <p>3 のり面排水は、必要に応じてのり肩排水溝、小段排水溝、縦排水溝、のり尻排水溝、地下排水溝及び水平排水孔を設置すること。この場合において、のり面排水の流末の排水能力について検討し、排水処理能力に応じて必要があるときは、事業区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の施設を設置すること。</p> <p>4 湧水が存する土地、沢上の地形の土地その他事業区域以外の雨水等が集中しやすい地形の土地において事業を行うときは、湧水又は浸透水を有効かつ適切に排除できるように、暗きょ排水施設の設置その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>5 事業を行っている間、必要に応じて沈砂池その他事業に用いた土砂等の事業区域以外の区域への流出を防止する施設を設置すること。</p>
擁壁工	<p>1 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。</p>

	2 擁壁を設置するときは、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。
その他	<p>1 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置を講ずること。ただし、農地にあつてはこの限りでない。</p> <p>2 隣地境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留柵等を設置すること。</p> <p>3 その他町長が必要と認める措置を講ずること。</p>

別表第3（第11条関係）

項目	ストックヤードの管理上の基準
一時堆積	<p>1 事業に用いる土砂等は、土砂等の種類ごと及びその他のものと混合するおそれがないように、土砂等の間に仕切りを設け、又は土砂等の間に十分な間隔の距離をとるなどの対策を講ずること。</p> <p>2 事業に用いる土砂等を運搬する車両の搬入又は搬出があるときは、これらの車両の搬入又は搬出を管理するものを立ち合わせること。</p> <p>3 スtockヤードから土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、3年間保存すること。</p> <p>4 土砂等がストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、3年間保存すること。</p>

様式第1号（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

事業主 住所
氏名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業施行者 住所
氏名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の種類 （ 埋立て ・ 盛土 ・ 堆積 ・ 一時堆積 ）
2 事業区域

土地の表示			地目		面積	所有者住所及び氏名
大字	字	地番	台帳	現況		
					m ²	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
合計面積					m ²	

3 事業計画の概要

土地の埋立て等の目的					
土砂等の発生現場及び工事名					
工期	年 月 日 から		年 月 日まで		
1日の搬入台数及び土量	トン車	台/日	m ³ /日	総土量	m ³
整地用機械の種類及び台数					
施工管理者	氏名	連絡先			

備考 寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条の書面を添付すること。

事業計画書

事業の種類	埋立て ・ 盛土 ・ 堆積 ・ 一時堆積
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字
事業区域の面積	
事業（工事）予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所の所在地	
土砂等が発生する工事の名称等	
搬入する土砂等の種類	
土砂等の総搬入量	m ³
土砂等の最大搬入量（1日当たり）	m ³ /日
1日の車両台数（1日当たり）	台/日
使用機械の種類及び台数	
土地の埋立等の完了後の利用方法	
事業（工事）概要	
事業実施に係る生活環境の保全対策	
事業実施に係る防災対策	
事前説明会開催日	年 月 日（ ）
事前説明会開催場所	
事前説明会開催回数	回

備考 事業予定地の現況及び寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第1項第2号の標識（様式第6号）の写真を添付すること。

事前説明会実施報告書

年 月 日

（宛先）

寄居町長

事業主 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等事業について、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条の規定により、土地所有者等に対し説明会を行いましたので、その内容について下記のとおり報告します。

記

事業の種類	埋立て ・ 盛土 ・ 堆積 ・ 一時堆積
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字
事業区域の面積	m ²
事前説明会等の日時	年 月 日 ()
事前説明会の場所	
説明をした者及び説明を受けた者	別紙、出席者のとおり
事前説明会の議事録	別紙のとおり

様式第4号（第4条関係）

土砂等発生・処理フローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
工事場所（土砂発生場所）			
土砂等発生 の 工 法			
工事発注者・代表者氏名	発注者	代表者氏名	
住 所 ・ 電 話 番 号	住 所	電 話 番 号	
土砂等の発生する期間	年 月 日から	年 月	日まで
土 砂 等 の 発 生 量	m3		

2 元請け

元 請 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 ・ 電 話 番 号	
---------------------------------------	--

3 下請け（土工事）

土 工 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 ・ 電 話 番 号	①	②
---	---	---

4 下請け（運搬）

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 ・ 電 話 番 号	①	②
---	---	---

5 埋立て等を施行する事業主等

事 業 主 代 表 者 氏 名 住所・電話番号(昼・夜)	
事 業 施 行 者 代 表 者 氏 名 住所・電話番号(昼・夜)	
埋 立 て 等 の 位 置	寄居町大字
事 業 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 下請け、孫請け等がある場合は全て記入し、契約書の写しを添付してください。
- 2 電話番号等は、確認の意味で問合せをすることがありますので、正確に記入してください。
- 3 土砂等発生現場付近の地図を添付してください。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書
様

寄居町長



年 月 日付けで事前協議の申出のあった事業（埋立て・盛土・堆積・一時堆積）については、事前協議が整ったので寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第3項の規定により通知します。

なお、許可申請に当たっては、別紙の指導事項を遵守してください。

標 識

土砂等による土地の埋立て等事業計画のお知らせ	
事業の種類	
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字
事業区域の面積	
事業（工事）予定期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
土砂等発生場所及び発生形態	
土砂等の総搬入量	m ³
土砂等の最大搬入量（1日当たり）	m ³
使用機械の種類及び台数	t車 台 m ³
工事の概要	
事業実施に係る生活環境の保全対策	
事業実施に係る防災対策	
事業説明会の実施日時・場所	
日 時	年 月 日（ ） 時から 時まで
場 所	
事業主の氏名等	
施行者の氏名等	
上記計画についての問合せは、下記までご連絡ください。	
氏名又は名称	電話番号
担 当 者	標識設置 年 月 日

備考

- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、町長と協議した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

様式第7号（第9条関係）

(表)
土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり事業の許可を受けたいので、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する
条例第12条の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字 詳細は別紙1のとおり
事業区域の面積	公簿面積： m^2 実測面積： m^2 詳細は別紙1のとおり
事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業に用いる土砂等を発生させる者	
事業に使用される土砂の量	m^3
事業が完了した場合の事業区域の構造	別添、図面のとおり
事業に使用される土砂等の採取場所 並びに当該採取場所からの搬入予定量 及び搬入計画	別紙2のとおり
施工管理者の氏名及び職名 並びに施工に必要な資格等	氏名 職名 資格等
事業区域及びその周辺地域の道路、河川、 水路その他の公共施設の構造及び機能に支 障を及ぼさないための措置	別添、図面のとおり
事業区域及びその周辺地域における粉じん 、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染その他 公害の発生を防止するための措置	別添、施行図面のとおり
事業区域及びその周辺地域におけるいっ水 防止、土砂等の流出防止その他生活環境を 保全するための措置	別添、施行図面のとおり

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">(1) 寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第17号までに掲げる書面(2) 事業主等及び施工管理者の住民票の写し（事業主等及び施工管理者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）(3) 施工管理者の経歴書及び規則第12条に規定する要件を証する書類(4) 事業主と施工管理者の事業に関する契約書(5) 土地所有者等と事業主の事業に関する契約書(6) 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人の場合には、当該法人に係る印鑑登録証明書）(7) 条例第9条第2項に規定する土地所有者等の土地使用同意書（様式第8号）(8) 規則第7条各号に規定する事業の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書(9) 事業に使用される土砂等の量の計算書(10) 事業に使用される土砂等の採取先での規則第20条第1項第1号及び第2号で規定する物質及び試験方法による地質分析試験結果の写し（当該事業で使用する土砂等の採取地等において、事業主以外の者が地質分析試験を行ったものを含む。）(11) 工程表(12) 誓約書（様式第9号）(13) 寄居町暴力団排除条例に関する誓約書（様式第10条）(14) 農地の転用にあつては、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項に規定する許可の申請書の写し(15) 農地改良等の取り扱いに関する要綱に基づく許可申請書の写し(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面
------------------	--

別紙 1

土砂等による土地の埋立て等事業区域の位置及び面積等の詳細

	所在・地番	所有者住所及び氏名	地 目		面 積	都市計画法の区分・用途名	その他法令等の指定の有無	備 考
			台帳	現況				
1	大字							
	字							
	番							
2	大字							
	字							
	番							
3	大字							
	字							
	番							
4	大字							
	字							
	番							
5	大字							
	字							
	番							
6	大字							
	字							
	番							
7	大字							
	字							
	番							
8	大字							
	字							
	番							
9	大字							
	字							
	番							
合計面積			m ²	実測面積			m ²	

別紙2

土砂等による土地の埋立て等事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

	採取場所 排出事業者名	搬入計画等					
		予定量	最大日数	搬入期間	搬入時間	土質区分	車両台数等
1		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
2		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
3		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
4		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
5		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
6		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
7		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
8		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
9		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
10		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
11		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
12		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
13		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
14		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台
15		m ³	日	・ ～ ・	∴ ～ ∴	<input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 <input type="checkbox"/> 採取	台

注 土質区分の欄は、建設業に関する事業を行う者の再生資源の利用に関する制限の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

土地使用同意書

申請予定者（事業主） 住所
氏名 様
〔法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

1 事業の計画

- (1) 事業主及び事業施行者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の種類
- (3) 事業の目的
- (4) 事業区域の位置
- (5) 事業区域の面積
- (6) 事業を行う期間
- (7) 事業に用いる土砂等を発生させる者
- (8) 事業に用いる土砂等の発生場所
- (9) 事業に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ
- (10) 事業の施行に関する計画
- (11) 事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止に関する計画
- (12) 土砂等の搬入出経路
- (13) 土地所有者等に関する事項（別紙のとおり）

2 条例第32条による同意所有者等の義務

3 条例第33条による同意所有者等に対する勧告

私、 は、申請予定者（事業主）から上記の内容の事業について、 年 月 日に説明を受け、事業内容を十分理解しましたので、この内容を前提として、下記のとおり事業を行うことに同意します。

なお、同意したことを証するため、ここに署名押印します。

記

1 事業区域の位置 寄居町大字

2 土地使用の同意期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 同意する土地の一覧

土地の表示		地目	面積（公簿）	備考
大字	地番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	

備考

- 1 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。
- 2 土地の所有者、占有者及び管理者の印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日
土地の 所有者 占有者 管理者

住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

印

様式第9号（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

寄居町長

住 所

氏 名

⑩

電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、土砂等による土地の埋立て等事業を施行するにあたり、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守することを誓い、条例に違反した場合は、町長の指示に服することを誓約いたします。

注 印鑑登録がなされている印を押印すること。また、事業主等が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書を添付すること。

寄居町暴力団排除条例に関する誓約書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

事業主 住所
氏名 ⑩
電話番号
〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業施行者 住所
氏名 ⑩
電話番号
〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、寄居町暴力団排除条例第2条各号に該当する者でないことを誓約します。
事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、町が必要と認める場合には、警察に対し調査及び確認又は情報の提供をすることについて承諾します。

役員名簿（法人の場合）

氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること。

土砂等による土地の埋立て等事業 (許可・不許可) 決定通知書

様

寄居町長



年 月 日付けで事業許可申請のあった事業については、下記のとおり (許可・不許可) の決定をしたので、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 1 0 条の規定により通知します。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土	<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の目的				
事業区域の位置	寄居町大字			
事業区域の面積	m ²			
事業の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
許可条件又は不許可の理由				

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記 1 の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、寄居町を被告として (訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第13条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業開始（再開）届

年 月 日

（宛先）

寄居町長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等事業を開始（再開）したいので、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

許可を受けた事業の 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けた事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の開始（再開）年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

様式第13号（第14条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で許可のあつた事業について、事業内容に変更が生じたので、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土	<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> 一時堆積
	変 更 前	変 更 後		
変更したい事項の内容				
変更の理由				

備考 添付資料は、提出済みの規則第9条で規定する書類のうち、変更があつたものについて添付してください。

なお、変更書類は変更前と変更後の内容が対比して分かるように作成してください。

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更（許可・不許可）決定通知書

様

寄居町長



年 月 日付け 第 号で変更許可の申請があった事業について、下記のとおり（許可・不許可）の決定をしたので、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第15条の規定により通知します。

記

変更事項	
変更内容	
許可の条件又は不許可の理由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寄居町を被告として（訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号(第17条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更届

年 月 日

(宛先)

寄居町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で事業許可のあつた事業について、下記のとおり変更したので、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土	<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> 一時堆積
	変 更 前	変 更 後		
変 更 内 容				
変 更 の 理 由				

備考 添付資料は、提出済みの規則第9条で規定する書類のうち、変更があつたものについて添付してください。なお、変更書類は変更前と変更後の内容が対比して分かるように作成してください。

様式第16号(第18条関係)

土砂等搬入届

年 月 日

(宛先)

寄居町長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等の事業に伴い土砂等を搬入するので、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条第1項の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
土砂等の採取場所	
地質検査の資料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真	別紙のとおり
土砂等が発生する工事の名称等	
土砂等の搬入予定量	m ³ (うち、今回の搬入量 m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の運搬事業者名	

土砂等発生元証明書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

発生元事業者

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次の工事現場から発生する土砂等について、次のとおり処分することを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物ではありません。

土砂等が発生する 工事の場所	
土砂等が発生する 工事の発注者	
土砂等が発生する 工事の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該工事に係る 土砂等の発生量	m ³ （うち、処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る 土砂等の量	m ³
計量証明書等の有無	
発生土砂等の区分	
発生した土砂等の運搬を する者の住所及び氏名	住所 氏名
発生した土砂等の処分を する者の住所及び氏名	住所 氏名

備考

- 1 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する区分を記載すること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第18号（第18条、第21条関係）

地質分析試料採取調書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名

別紙、計量証明書等の試験試料については、次のとおり採取しました。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
試料番号及び 試料の名称	試料番号No. 試料名
報告区分	<input type="checkbox"/> 搬入（規則18条届出） <input type="checkbox"/> 定期（規則21条報告・3月/回） <input type="checkbox"/> 廃止（規則21条報告・指定日） <input type="checkbox"/> 完了（規則21条報告・指定日）
試料採取年月日	年 月 日
試料の採取場所 及び状況	別紙、採取場所位置図及び採取状況説明図並びに添付写真のとおり
試料の採取者	住所（所在地） 所属 職 氏名 連絡先
採取日の天候	
備考	

備考 試料番号は、現場での試料採取時における写真、計量証明書の資料の名称等に付する番号が一致すること。

土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等事業の状況について、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により報告します。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日		第 号			
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て		<input type="checkbox"/> 盛土		<input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積	
事業区域の位置	寄居町大字					
事業区域の面積	m ² （うち、実施済面積		m ² ）			
事業に使用される 土砂等の量	m ³ （うち、実施済搬入量		m ³ ）			
今回の報告期間	年 月 日から		年 月 日まで			
採取場所及び 排出事業者	搬入予定 (計画)量	① 前回までの 搬入合計量	② 今回搬入量	③ (①+②) 搬入合計量	(一時堆積) ④ 今回搬出量	(一時堆積)⑤ (③-④) 土砂等残量
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³		
	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

備考 採取場所・工事名等の欄は、許可申請書に添付した別紙2の採取場所・排出事業者名を記入すること。

様式第20号（第21条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業地質分析結果報告書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

地質分析試験を行ったので、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第20条第1項の規定により結果を報告します。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業区域の位置	寄居町大字	
事業区域の面積	㎡（うち、実施済面積 ㎡）	
報告区分	<input type="checkbox"/> 搬入（規則18条届出） <input type="checkbox"/> 定期（規則21条報告・3月/回） <input type="checkbox"/> 廃止（規則21条報告・指定日） <input type="checkbox"/> 完了（規則21条報告・指定日）	
土砂等の採取年月日、 場所及び状況	別紙、地質分析試料採取調書のとおり	
地質分析結果	別紙、計量証明書等のとおり	

土地の埋立て等事業実施表示板

土地の埋立て等事業実施表示板	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字
事業区域の面積	m ²
事業の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
土砂等発生場所 及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
事業主(発注者)	住所 氏名 連絡先電話番号(昼) (夜)
事業施行者 (工事請負者)	住所 氏名 連絡先電話番号(昼) (夜)
施工管理者	住所 氏名 連絡先電話番号(昼) (夜)

備考

- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、町長と協議した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

様式第 2 2 号 (第 2 2 条関係)

危険防止表示板

<p style="text-align: center;">立ち入り禁止</p> <p style="text-align: center;">この土地については、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けて、土砂等の搬入を行っています。 大変危険ですので中に入らないでください。</p> <p style="text-align: center;">氏名 事業主 住所</p>

備考

- 1 標識の大きさは、縦 9 0 センチメートル以上、横 9 0 センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は、原則としてトタン又はベニヤ板とすること。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、町長と協議した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

様式第23号（第23条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届

年 月 日

（宛先）

寄居町長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等事業を廃止（中止）したので、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第2項の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業区域の位置	寄居町大字	
事業区域の面積	m ² （うち、実施済面積 m ² ）	
事業に使用される土砂等の量	m ³ （うち、実施済搬入量 m ³ ）	
事業期間	計画期間	年 月 日から 年 月 日まで
	廃止日	年 月 日
	中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業を廃止した場合は、事業区域の構造	別添、図面のとおり	
事業を中止した場合は、事業で使用した土砂等の事業区域以外への崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添、図面のとおり	

土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）確認通知書

様

寄居町長



年 月 日付で届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届について、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定による対策が講じられていないことが認められることから、同条第4項の規定により通知しますので、速やかに対策を講じてください。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業区域の位置	寄居町大字
事業の廃止（中止）日	年 月 日
事業の廃止（中止）確認日	年 月 日
土砂等による災害の防止に必要な措置の内容	

様式第25号(第24条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業完了届

年 月 日

(宛先)

寄居町長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業が完了したので、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第23条第1項の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の目的		
事業区域の位置	寄居町大字	
事業区域の面積	m ² (うち、完了面積 m ²)	
事業に使用される 土砂等の量	m ³ (うち、完了の量 m ³)	
事業期間等	計画期間	年 月 日から 年 月 日まで
	完了日	年 月 日
完了した事業 区域の構造	別添、図面のとおり	

土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書

様

寄居町長



年 月 日付けで届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業完了届について、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第23条第2項の規定により通知します。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の目的		
事業区域の位置	寄居町大字	
事業区域の面積	㎡（うち、完了面積 ㎡）	
事業の完了日	年 月 日	
完了確認年月日	年 月 日	
許可内容適合確認	<input type="checkbox"/>	条例第13条の許可基準及び条例第14条の許可条件に適合していると認め、事業の完了を確認しました。
	<input type="checkbox"/>	条例第13条の許可基準及び条例第14条の許可条件に適合していないため、条例第23条第3項の規定により、以下のとおり必要な措置を講ずること。 (措置内容)

第 年 月 日 号

土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書

様

寄居町長



あなたが行っている 年 月 日付け 第 号の許可事業について、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、下記のとおり事業の停止を命じます。

記

1 停止期限 年 月 日

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寄居町を被告として（訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等による土地の埋立て等事業撤去（中止）命令書

様

寄居町長



あなたが寄居町で行った土砂等による土地の埋立等については、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条の規定により、下記のとおり撤去（中止）することを命じます。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号
処分該当条項	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/> 条例第11条第1項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
		<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
	条例第25条 第3項	<input type="checkbox"/> 条例第13条第1項第 号の基準に適合しないことによる処分
		<input type="checkbox"/> 条例第14条第2項第 号の規定違反による処分
命令の内容	<input type="checkbox"/> 土地の埋立等の中止 <input type="checkbox"/> 土砂等の全量撤去 <input type="checkbox"/> 土砂等の一部撤去	
撤去期限又は 中止期限	年 月 日	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寄居町を被告として（訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書

様

寄居町長



あなたが寄居町 で行った土砂等による土地の埋立等については、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条及び第27条の規定により、下記のとおり事業に使用された土砂等による災害の防止に必要な改善措置を講ずることを命じます。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号
処分該当条項	条例第25条 第1項	<input type="checkbox"/> 土砂等の災害の防止に緊急の必要があることによる処分
	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/> 条例第11条第1項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
		<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
	条例第25条 第3項	<input type="checkbox"/> 条例第13条第1項第 号の基準に適合しないことによる処分
		<input type="checkbox"/> 条例第14条第2項第 号の規定違反による処分
	条例第27条	<input type="checkbox"/> 条例第22条第5項の規定違反による処分
<input type="checkbox"/> 条例第23条第3項の規定違反による処分		
<input type="checkbox"/> 条例第26条第2項の規定違反による処分		
改善箇所		
改善方法		
措置完了期限	年 月 日	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寄居町を被告として（訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書

様

寄居町長



年 月 日付けで許可した寄居町土砂等による土地の埋立て等事業については、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第26条第1項の規定により、下記のとおり当該許可を取消したので、この旨通知します。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て	<input type="checkbox"/> 盛土	<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の目的				
事業区域の位置	寄居町大字			
事業区域の面積	m ²			
事業の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
処分該当条項	条例第26条第1項 号			
取消しの理由				

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寄居町を被告として（訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第31号（第29条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等事業の施行状況等について、下記のとおり寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第29条の規定により報告します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字
今回の報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
施行状況等	

土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書

様

寄居町長



あなたが所有等をする土地で行われている 年 月 日付け 第 号の許可事業について、寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり事業の改善をすることを勧告します。

記

許可事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
事業の目的	
事業区域の位置	寄居町大字
事業区域の規模	m ²
処分該当条項	第33条第 項に該当
改善箇所	
改善方法	
改善完了期限	年 月 日

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、寄居町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求をしない場合でも、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寄居町を被告として（訴訟において寄居町を代表する者は寄居町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。